

1 運営管理		2 保育内容		3 会計経理	
①入所	0	①保育の状況	18	①会計方法を適正に行うこと。	0
(1)定員の超過が弾力化の範囲を上回り、基準を下回っている。	0	(1)保育の内容が(不適切・不十分)である。	0	(1)拠点区分・サービス区分が適正に設定されていない。	0
(2)定員を超えて私的契約児を受け入れている。	0	(2)子ども一人一人の人格を尊重した保育を行っていない。	1	(2)共通収入・共通支出を合理的な基準により配分していない。	0
{その他指導事項}	0	(3)児童の心身に有害な影響を与える行為をしている。	0	(3)会計書類が適切に保管されていない。	0
②認可・確認関係	0	(4)養護の内容が(不適切・不十分)である。	1	{その他指導事項等}	0
(1)認可・確認内容の変更を届け出していない。	0	(5)全体的な計画が(未作成・不十分)である。	0	②会計管理等を適正に行うこと。	1
{その他指導事項}	0	(6)指導計画が(未作成・内容不十分)である。	5	(1)経理規程が(未制定・内容不備)である。	0
③施設運営全般	6	(7)3歳未満児の個別指導計画が(未作成・内容不十分)である。	1	(2)経理規程に従って会計処理が行われていない。	0
(1)重要事項説明書が(未作成・内容不十分)である。	0	(8)保育日誌が(未作成・記録不十分)である。	1	(3)(会計責任者・出納職員)の任命を行っていない。	0
(2)重要事項説明書を保護者に(交付していない・交付して十分に説明していない・交付した上で同意を得ていない)。	0	(9)保育内容の自己評価を行い、保育内容等の改善を図っていない。	1	(4)契約締結・受贈承認を定款細則等のために従っていない。	0
(3)支給認定証等により受給資格を確認していない。	0	(10)保育時間、開所時間、開所日数が適切に設けられていない。	5	(5)契約担当者の委任の範囲が明確に定められていない。	0
(4)上乗せ徴収・実費徴収について(保護者に書面で説明していない・保護者に対する説明が不十分である・保護者の同意を得ていない)。	0	(11)職員の勤務体制を定めていない。	0	(6)計算書類等を各事務所に備えておき、閲覧に供せられる状況になっていない。	1
(5)保護者に対する情報提供が(不適切・不十分)である。	0	(12)保育士が適正に配置されていない。	3	{その他指導事項等}	0
(6)施設の内容が虚偽又は誇大なものとなっている。	0	(13)当該施設の職員によって保育を提供していない。	0	③契約を適正に行うこと。	0
(7)人権擁護、虐待防止等のための措置が(未実施・不十分)である。	0	(14)児童出欠簿が(未作成・記録不十分)である。	0	(1)代表者又は契約担当者以外の者が契約している。	0
(8)個人情報保護に関して適切な措置を講じていない。	0	(15)児童票が(未作成・記録不十分)である。	0	(2)契約を適正な方法により行っていない。	0
(9)秘密保持のための措置が(未実施・不十分)である。	0	(16)保護者との連絡が不十分である。	0	(3)契約書又は請書を適正に作成していない。	0
(10)児童の情報の提供について、文書による保護者の同意を得ていない。	0	(17)(園保機関との密接な連携・地域等との連携及び交流)に努めていない。	0	{その他指導事項等}	0
(11)苦情の(対応策・記録)が(未実施・未作成・内容不十分)である。	1	(18)保育所児童保育要録が小学校へ送付されていない。	0	④予算・決算の状況が適正であること。	2
(12)苦情の内容等の記録がその完結日から5年間保存されていない。	0	(19)運営条例第34条に規定されている書類を5年間保存していない。	0	(1)各拠点区分ごとに予算が編成されていない。	0
(13)保育サービスの質の向上のための取組が(未実施・不十分)である。	0	{その他指導事項等}	0	(2)予算が事業計画をもとに編成されていない。	0
(14)事業計画書・事業報告書が(未作成・内容不十分)である。	0	⑤食事の提供の状況	15	(3)当初予算を年度開始前に編成し、理事会等の同意を得ていない。	0
(15)運営委員会が(未設置・不公正)である。	0	(1)食育計画を全体的な計画に基づいて作成していない。	0	(4)補正予算・予備費の充当を適正に行っていない。	0
(16)保育所運営規程(園規則)が(未作成・内容不十分)である。	3	(2)食事による栄養摂取量の基準を活用した食事計画を策定していない。	0	(5)決算手続きを経理規程等のために従っていない。	0
(17)施設の見やすい場所に運営規程の概要等の重要事項を掲示していない。	0	(3)給与栄養量の目標を設定していない。	0	(6)計算書類(資金収支計算書・事業活動計算書(損益計算書)・貸借対照表)を適正に作成していない。	2
(18)業務日誌(園日誌)が(未作成・内容不十分)である。	1	(4)給食(献立)会議による情報共有が(未実施・不十分)である。	0	(7)附属明細書を適正に作成していない。	0
(19)職員会議の開催方法、記録等が不十分である。	0	(5)献立が(未作成・不十分・責任者未関与)である。	3	(8)計算書類の注記を整備していない。	0
(20)就業規則等が(未整備・内容不十分・未届)である。	0	(6)献立に従って食品を購入していない。	0	{その他指導事項等}	0
(21)36協定(時間外労働及び休日労働)が(未締結・未届)である。	0	(7)食品の(発注・検収・管理)が適正でない。	0	⑤収益・費用を適正に計上すること。	3
(22)24協定(資金控除協定)が(未締結・内容不十分)である。	1	(8)発注にあたって責任者の関与がない。	2	(1)収益を適正に計上していない。	0
{その他指導事項等}	0	(9)発注書及び納品書の管理が適正でない。	0	(2)実費徴収の支払いを受けた場合に、保護者に領収証を交付していない。	0
④職員の状況	26	(10)献立に従って食事を提供していない。	0	(3)寄附金の受入れを適正に行っていない。	0
(1)職員配置が適正に行われていない。	15	(11)実施献立記録が(未作成・記載内容不十分)である。	3	(4)費用を適正に計上していない。	3
(2)労働条件の明示が(未実施・不十分)である。	6	(12)児童の状況に応じた食事の配慮が(未実施・不十分)である。	1	{その他指導事項等}	0
(3)資格証明書・履歴書・労働者名簿を整備していない。	0	(13)乳児及び1歳以上3歳未満児に対する配慮が(不適当・不十分)である。	1	⑥資産の管理を適正に行うこと	2
(4)勤務に関する帳簿が(未整備・内容不備)である。	1	(14)食物アレルギーへの対応が(不適切・不十分)である。	0	(1)資産評価を適正に行っていない。	0
(5)職員の給与を適正に支給していない。	4	(15)食事の提供を中止していない。	0	(2)現金出納帳・小口現金出納帳が(未作成・内容不十分)である。	0
(6)社会保険等に(未加入)である・未加入者がいる。	0	(16)調理・調乳担当者の検便が(未実施・不適切)である。	2	(3)現金収入を金融機関に預け入れることなく(保有して・支出に充てて)いる。	0
(7)貸金台帳を整備・保管していない。	0	(17)検便の実施記録等を適切に保管していない。	0	(4)小口現金の保有額が経理規程に定めた金額を超えている。	0
{その他指導事項等}	0	(18)調理・調乳担当者の健康チェックが(未実施・不十分)である。	0	(5)預金管理を適正に行っていない。	0
⑤健康管理	8	(19)調理室等の衛生管理が不適切である。	0	(6)(未収金・仮払金)の処理が不適正である。	0
(1)衛生管理者及び産業医又は衛生推進者を選任していない。	3	(20)食中毒事故の(発生予防・事後対策)が不十分である。	2	(7)固定資産の管理を適正に行っていない。	1
(2)健康診断を実施していない。	0	(21)食事の提供前の検査が(未実施・不適切)である。	0	{その他指導事項等}	1
(3)健康診断の未受診者(調理員・調乳担当者・その他)がいる。	0	(22)検査用保存食の保存方法又は保存期間が不適切である。	0	⑦負債・純資産の管理を適正に行うこと。	0
(4)健康診断の検査項目、実施時期等が適切でない。	5	(23)営業の届出をしていない。	0	(1)借入金の借入れに当たり理事会等の議決を経ていない。	0
{その他指導事項等}	0	(24)食品衛生責任者を選任していない。	0	(2)償還計画に基づき借入金を償還していない。	0
⑥研修	1	(25)特定給食施設の栄養管理報告(5月・11月)を行っていない。	0	(3)引当金を適正に計上していない。	0
(1)職員の研修が(未実施・不十分)である。	0	(26)調理業務委託が不適切である。	1	(4)未払金の処理が不適正である。	0
(2)研修計画を適切に立てていない。	1	(27)食事の外部搬入が不適切である。	0	(5)基本金の(組入れ・取崩し)に係る処理を適正に行っていない。	0
{その他指導事項等}	0	{その他指導事項等}	0	(6)国庫補助金等特別積立金の(積立・取崩し)に係る処理を適正に行っていない。	0
⑦施設長責務	3	③健康・安全の状況	8	(7)その他積立金の計上・目的外取崩しに当たり理事会の承認を得ていない。	0
(1)施設長が職務・役割を十分に果たしていない。	1	(1)保健計画を作成していない。	0	(8)積立金と同額の積立資産を積立していない。	0
(2)施設長が専任となっていない。	2	(2)入所時の健康診断が未実施である。	0	{その他指導事項等}	0
{その他指導事項等}	0	(3)健康診断が(未実施・回数不足)である。	1	⑧経理事務処理を適正に行うこと。	1
⑧建物設備の管理	13	(4)健康診断の(実施時期・実施方法)が不適切である。	1	(1)会計帳簿を正規の簿記の原則に従って作成していない。	0
(1)認可設備と現状が不一致である。	5	(5)健康診断の記録が(未作成・不十分)である。	0	(2)拠点区分ごとに仕訳日記帳及び総勘定元帳を作成し備えていない。	0
(2)在籍児に見合う面積が不足している。	3	(6)日々の健康状態を観察していない。	0	(3)証券書類を適正に整理保存していない。	0
(3)医薬品等の整備・管理が不十分である。	0	(7)虐待への対応(早期発見・速やかな通告等)が不適切である。	0	(4)月次報告を毎月作成し理事長等へ報告していない。	1
(4)保育に必要な用具及び備品が備えられていない。	0	(8)体調不良等、緊急時の対応が(不適切・不十分)である。	0	(5)仕訳伝票に必要な事項を記載していない。	0
(5)構造、設備等に危険な箇所がある。	2	(9)感染症の(予防対策・発生時の対応・まん延防止策・報告等)が不十分である。	0	{その他指導事項等}	0
(6)換気、採光が悪い。	0	(10)既往歴や予防接種の状況の把握が不十分である。	0	⑨委託費の運用を適正に行うこと。	11
(7)設備・備品が衛生的に管理されていない。	0	(11)アレルギー疾患への対応が(不適切・不十分)である。	0	(1)保育所拠点区分以外への経費の支出がある。	1
(8)建築物及び建築設備等の定期検査報告を行っていない。	1	(12)乳幼児突然死症候群の予防及び睡眠中の事故防止対策が(未実施・不十分)である。	0	(2)委託費の弾力運用を行うに当たり、通知の要件を全て満たしていない。	1
{その他指導事項等}	2	(13)事故防止又は再発防止のための措置が(未実施・不十分)である。	1	(3)他の(サービス区分・拠点区分・事業区分)への貸付けを年度内に補填していない。	2
⑨災害対策の状況	5	(14)自動車への乗降の際に、児童の所在確認が(未実施・不十分)である。	0	(4)資金移動を適正に行っていない。	1
(1)防火管理者が(未選任・未届)である。	0	(15)事故発生時の連絡及び必要な措置が(未実施・不十分)である。	0	(5)積立金の積立てに当たり理事会等の承認を得ていない。	1
(2)カーテン、絨毯等が防炎性能を有していない。	0	(16)事故発生時の状況及び処置の記録が(未作成・内容不十分)である。	1	(6)積立金の(使途を明確に・計画を作成)していない。	0
(3)消防計画が(未作成・内容不備・未届)である。	0	(17)損害賠償保険(に加入していない・内容が不適切)である。	0	(7)積立資産に対応する預貯金等を保有していない。	2
(4)消防署の立入検査の指示事項が未改善である。	0	(18)事故報告が速やかに行われていない。	4	(8)積立資産が保管されている通帳等の内訳を管理していない。	2
(5)避難・消火訓練を毎月実施していない。	1	{その他指導事項等}	0	(9)積立金の目的外使用に当たり、(理事会承認・都事前協議)を行っていない。	1
(6)避難・消火訓練の(実施方法が不適切・結果記録が不備)である。	3	合計	41	(10)前期末支払資金残高の取崩しを適正に行っていない。	0
(7)災害発生時への備えが不十分である。	0			(11)当期末支払資金残高を当該年度の委託費収入の30%を超えて保有している。	1
(8)消防設備等の点検を実施していない。	1			(12)提出事由に該当するにも関わらず収支計算分析表を提出していない。	0
(9)児童の安全対策に必要な措置が(未実施・不十分)である。	0			(13)偽りその他不正の手段により施設型給付費(委託費)の支払を受けている。	0
(10)安全計画を策定していない。	0			{その他指導事項等}	0
(11)安全計画に定める研修及び訓練、保護者への周知を実施していない。	0			⑩経理事務処理を適正に行うこと※社会福祉法人以外の者	0
(12)送迎用バスに見落とし防止装置が設置されていない。	0			(1)収支計算書又は損益計算書に、保育所を経営する事業に係る区分を設けていない。	0
(13)安全装置を用いて降車の際の所在確認を行っていない。	0			(2)貸借対照表を作成していない。	0
{その他指導事項等}	0			(3)附属明細書を作成していない。	0
合計	62			(4)帳簿と決算書の整合性が取れていない。	0
				(5)保育所の貸借対照表に計上された現金預金が実在しない。	0
				(6)現金預金が保管されている通帳等の内訳を管理していない。	0
				{その他指導事項等}	0
				⑪区加算補助金等に関する要件	1
				(1)当該施設を紹介することの対償として利益を供与している。	0
				(2)子ども又はその家族を紹介することの対償として利益を収受している。	0
				(3)補助金の支給条件や加算要件を満たしていない。	0
				(4)財務情報等の公表が(未実施・不適切)である。	1
				{その他指導事項等}	0
				合計	21